

## 第三者評価結果詳細

### 共通評価基準（45項目）I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

#### 【コメント】

法人の事業計画には基本理念、経営理念、経営方針が明記されている。基本理念は各所に掲示され、職員の行動規範として基本方針と整合性が保たれている。倫理綱領は会議室に掲示され、理念や基本方針は採用時および全体会議で周知されている。

子どもや保護者に対して、理念、基本方針をわかりやすい資料を作成し、説明、周知することが望まれる。なお倫理綱領は見やすい字の大きさに期待したい。

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

#### 【コメント】

社会福祉事業の動向は、児童養護施設協議会や県児童養護施設長部会を通じて把握し、地域の動向は「地域の子育て応援プラン」等を活用している。会計責任者は総務課長が担い、月次試算表を作成し、翌月末までに理事長へ提出している。税理士の指導を年2回受け、年間のコスト分析や入所・退園状況の分析を事業報告書に記載している。

施設（法人）の経営環境や課題を把握し分析が望まれる。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
-----------------------------	---

#### 【コメント】

経営課題への取組として、今年度の事業計画に働き方改革、非常勤職員の処遇改善、小規模グループケアの検討、財政改善、人材確保、職員研修の強化を明示している。人材確保は養成校訪問による説明会を実施し、職員研修は経験年数ごとの研修マニュアルを作成している。課題を示した事業計画は理事会で承認され、法人および施設の事業計画を毎年作成し、職員に周知している。

経営課題の解決・改善に向けて具体的な推進計画を明示し取組むことが望まれる。

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

#### 【コメント】

法人の中・長期計画は事業計画の一部として策定され、小規模グループケア設置、体育館改築、ケアニーズ子ども養育施設設置を含む。計画は2024～2029年を期間とし、数値目標や人員計画を設定している。小規模グループケア設置は2020年の沖縄県社会的養育推進計画に基づき進められている。小規模化・地域分散化の取り組みとして、2014年に男子用施設を開設し、2年後に女子用施設、2022年に男子用3施設を開設している。体育館改築に関する収支計画では建設費と資金計画を明示し、2020年策定の計画は見直しが行われている。

中・長期計画は、建設計画だけでなく、施設内の設備や備品、及び改修工事等の具体的な事項の設定にも期待したい。

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 c

【コメント】

中・長期計画は、建設計画だけでなく、施設内の設備や備品の整備や修繕工事等を年度ごとに計画内容として設定することで、中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が可能になることから、中・長期計画の策定の検討、及び単年度計画への反映が望まれる。

**(2) 事業計画が適切に策定されている。**

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 a

【コメント】

事業計画は、施設長が2月に素案を作成し、養護会議や各ユニットで検討後、理事会で決定し、全体会議で周知している。計画には事業目的や運営改善、本年度の養護目標など11項目を設定し、具体的支援目標として日常生活等17項目を明示している。週間・年間行事予定も示され、職員間の共通理解が図られている。年度ごとに見直しを行い、前年度の事業報告と各ユニットの子どもの状況報告を理事会に提出し、議決を受けている。

事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、時期や手順の作成に期待したい。策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、時期や手順を定め、手順にもとづいて実施することが望まれる。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 c

【コメント】

事業計画はホームページで掲示され、保護者には毎月園だよりを送付して周知している。事業への参加については、面会時や送迎時に声掛けを行い、電話等で参加を促している。行事については、子どもには各ホームで説明を行っている。

事業計画は、子どもや保護者への周知と説明について、周知・説明が望まれる。

**4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組**

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 第三者  
評価結果

① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 b

【コメント】

施設の第三者評価を定期的実施し、結果や課題を踏まえてPDCAサイクルに基づく改善を行い、支援の質の向上に取り組んでいる。

社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年についても、全国社会福祉協議会版を使用して自己評価が義務となっていることから毎年実施し、評価結果による課題を確認し、P D C Aサイクルにもとづいて改善策の実施が望まれる。

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 b

【コメント】

前回の第三者評価結果を受け、具体的な改善策が実施されている。「職員一人ひとりとの定期的な個別面談」については、施設長が年1回3月に面談を実施し、職員の意見や要望を運営に反映させている。また、「各ホーム間の日々の情報共有」については、コロナ禍の影響を受けていたが、現在は毎日の朝会や月2回の養護会議を実施し、情報共有が行われている。

毎年自己評価を実施し、評価結果に基づく改善課題の改善策や改善計画をP D C Aサイクルに基づいて策定する仕組みが望まれる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。 第三者  
評価結果

① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a

【コメント】

施設長は、施設の経営・管理に関する方針と取組を事業計画で表明し、全体会議や新任職員研修等で周知している。施設長の役割と責任は運営規程や職務分掌事項で明確にされ、広報誌「愛隣園ニュース」に毎年7月に理事長、3月に施設長の挨拶が掲載されている。有事における施設長の役割と責任は非常災害計画に基づき、養護課長が権限委任等の役割分担を明示している。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 a

【コメント】

施設は、法令遵守のために就業規則で不正行為の禁止を明示し、施設長自らも取引事業者との適正な関係を維持している。法令遵守の観点から、児童福祉法や権利擁護ガイドラインなどを新任職員研修で周知し、毎月の消防訓練や職員健康診断、消防設備点検などにも取り組んでいる。施設長は災害時業務継続計画策定推進研修やセミナーに参加し、法令遵守に関する具体的な取組を行っている。また、ハラスメント防止や労働基準法改正を反映した就

法定研修とされる虐待防止、ハラスメント防止、個人情報保護法、感染症及び防災B C P研修等を毎年職員に対して実施することに期待したい。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 b

【コメント】

養育・支援の質の向上に向けて、施設は3年に1回第三者評価を受審し、評価結果に基づき具体的な改善策を実施している。課題に対しては、職員との定期的な個別面談を施設長が年1回実施し、意見や要望を運営に反映させている。また、情報共有の仕組みとして毎日の朝会や月2回の養護会議を実施し、課題解決を図っている。職員の教育・研修の充実にも注力し、県外研修や県内研修を通じて職員の専門性向上を図っている。

社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年については、全社協版の自己評価を毎年実施し、定期的、継続的に評価・分析を実施し、改善にむけてPDCAサイクルによる取組が望まれる。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 a

【コメント】  
 経営改善と業務の実効性向上として、事務分掌により施設長が総責任者となっている。労務や財務は総務課長と養護課長が管理している。職員の働きやすい環境づくりのため、地域小規模で6人体制（主任、指導員又は保育士4人、夜勤1人）を整備し、本体グループでは5時～10時まで2人体制を実施している。また、処遇特別加算や学習指導費加算、指導員特別加算などを基に人員配置を行い、業務の効率を向上させている。県単独事業「こころサポート事業」を受託し、経営改善に取り組んでいる。法人としては毎月の法人管理者会議で意思決定を行い、支援の取組について議論している。

**2 福祉人材の確保・育成**

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 **第三者  
評価結果**

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 a

【コメント】  
 職員研修マニュアルを整備し、福祉人材育成の基本方針や研修目的、習得すべき専門性、研修内容を明確にしている。研修は6つのレベル（入職全前職員、新任職員、中堅職員、上級職員、基幹職員、施設長）に分け、全職員が8つの領域（人材育成の基本、倫理、子どもの権利擁護、知識、支援技術、チームアプローチ、家族支援、里親支援）をレベルごとに受講するプログラムが設定されている。新任職員オリエンテーションや研修内容、OJTの期間が明記されており、採用活動については複数の媒体の活用や専門学校、養成機関等への説明に力を入れている。処遇特別加算などの職員を採用し、効率的な運営を行っている。

② 15 総合的な人事管理が行われている。 b

【コメント】  
 総合的な人事管理について、施設は「期待する職員像」を基本調査票に明示し、就業規則に採用に関する規定があり、職員採用マニュアルに基づいて面接等が実施されている。配置、異動、昇進・昇格に関する人事基準は明確ではないが、運営規程で定められた職種に応じて、昨年度10月に給与規程を整備し、給与規程や賞与、定期昇給が規定されている。手当として役付手当、子ども手当、資格手当、通勤手当等があり、非常勤職員にも同一労働・同一賃金で賞与や定期昇給が規定されている。  
 職員の採用は就業規則で定めているが、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準を明確にし、基準に基づいた成果や貢献度の評価を実施することが望まれる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a

【コメント】  
 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。就業規則により施設長と課長職が管理監督者として規定され、勤務管理システムで総務課長や養護課長が、有給休暇や時間外労働の状況を把握している。職員の健康管理は健康診断やがん検診、インフルエンザ予防接種の補助で行い、相談窓口も両課長が対応している。年休取得義務や時間単位年休、リフレッシュ休暇、産休・育休明けの勤務配慮など、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。福利厚生として沖縄県社会福祉協議会共済会及び日本医療機構社会福祉施設職員退職金制度や、福利厚生センターに加入し、再雇用制度も整備されている。定期昇給や賞与が規定され、給与体系の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めている。

改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、改善に向けた取り組みに期待したい。

**(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。**

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

**【コメント】**

「期待する職員像」を作成し、第三者評価調査に向けた基本情報に記載している。

施設長と養護課長が年1回、必要な職員に対して面談を行っているが、「期待する職員像」達成のため、職員一人ひとりに自らの目標（目標項目、目標水準、目標期限）を設定させ、職員が設定した目標について、進捗状況や目標達成度の確認のため、年2回の面談の実施が望まれる。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

**【コメント】**

職員の資質向上のため、人材育成体系を整備し、8領域および経験レベル別に研修内容を設定している。研修マニュアルには、子どもの権利擁護や家族支援など7項目の専門性を明示している。施設外研修は計画に基づき実施し、受講後に復命書を提出し会議で報告している。施設内研修では、精神科医が参加するケース検討会議を毎月開催し、初任者研修は専用カリキュラムに沿って実施している。施設外研修計画や内容は、復命書を基に職員の希望を考慮し毎年見直している。

ホーム毎の研修計画を作成しているが、組織として「期待する職員像」を明示した研修計画の作成、及び計画に基づいた研修の実施が望まれる。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

b

**【コメント】**

職員の資格取得状況は、資格証明書の提出により把握している。新任職員研修はカリキュラムに沿って、理念・規程・法制度・児童養護施設運営ハンドブック・各種マニュアル等を説明し、OJTを実施している。日常業務は主任が指導し、職員は専門職種や階層別の研修を受講している。外部研修情報は全体会議で提供し、受講機会を確保している。基幹的職員を配置し、研修修了者を主任に任命しスーパービジョン体制を構築している。施設長や養護課長、主任が職員の相談に対応し、精神科医によるケース会議を毎月実施している。

外部研修のカリキュラムに位置づけられている苦情解決セミナーや子どもの虐待防止セミナー、並びにハラスメント防止等の法定研修も含めた年間研修計画の作成、及び計画に基づいた研修の実施が望まれる。

**(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。**

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

**【コメント】**

実習生の研修・育成のため、実習指導マニュアルを整備し、基本姿勢を明記している。受入れ窓口は養護課長で、実習指導者は主任が担当し、指導者研修を受講した上で保育士および社会福祉士援助技術実習生を受け入れている。実習開始時にオリエンテーションを実施し、守秘義務誓約書を提出させている。職員には全体会議で事前説明し、子どもには掲示で周知し、オリエンテーションの日に顔合わせしている。保育実習では観察実習、責任実習、養護日誌記録等のプログラムが用意されている。昨年度は社会福祉士援助技術実習の受入れに向け、学校と連携し、施設見学、ワーク、行政手続き、自立支援計画の作成・発表を含むプログラムを作成して実習生を受け入れている。

子どもと職員への事前説明について、マニュアルへの追記に期待したい。

**3 運営の透明性の確保**

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

a

【コメント】

ホームページで理念・経営方針・事業計画・事業報告・予算決算情報等を公開し、第三者評価の結果も県のホームページで公開している。苦情・相談の対応状況及び透明性を確保している。施設長は町内の社会福祉法人連絡会に参加し、広報紙や事業計画を配布して説明している。卒園者の意向を受け、地域啓発のため体育館で保護猫活動のレ・リアンマルシェを開催し、福祉バザーも地域への周知のため案内紙の配布や、新聞広告を活用して実施している。広報紙等は年度初めに自治会や学校等へ配布し、地域との連携を強化している。

第三者評価結果に基づく改善・対応状況についても公開することに期待したい。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【コメント】

公正かつ透明性の高い経営・運営のため、事務決裁規則や経理規程を整備し、年度ごとに職務分掌を定めている。各種規程や権限・責任は採用時や年度初めの全体会議で職員に周知している。毎年、監事による内部監査を実施し、結果を理事会へ報告している。経理は総務課長が月次試算表を作成し、年2回の税理士監査支援を受けており、補正予算の仕分け等の助言を受けるが、指摘事項は特にない。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者  
評価結果

① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【コメント】

地域との関わりについての基本方針を事業計画に明記し、与那原っ子まつり等各種地域行事への参加を通じて交流を深めている。地域住民が子どもを見守り、登下校時の交通整理や美容室との交流が定着している。卒園生主導の保護猫活動やバザーには地域のボランティアも関与し、支援体制を構築している。「つなひき無料塾」と学習支援や居場所づくりをしている。進学支援として県社協の貸付制度を活用し、学習機会の確保に努めている。自然体験活動への参加を促し、逞しさを育むとともに、職員は地域クラブの活動を支援している。地域小規模施設では友人の訪問時に玄関先での対応を認めている。

学校の友人等が遊びに来た場合、グラウンド等屋外での活動支援が望まれる。

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【コメント】

ボランティア受入れの基本姿勢と手続きは「ボランティア受け入れマニュアル」に明記されている。学習ボランティアを週1回受け入れており、事前に文書で説明を行い、登録用紙と守秘義務誓約書を提出させた上で、子どもや職員との顔合わせを実施している。毎年の福祉バザーには町商工会女性部や町赤十字奉仕団がボランティアとして協力している。

地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、及び子どもと職員への事前説明について、マニュアルへの追記が望まれる。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【コメント】

関係機関の一覧を事務室に掲示し、職員間で共有することで、個々の子どもの状況に応じた支援を実施している。自立支援計画に基づき、地域クラブへの参加を促すなど、適切な社会資源の活用を図っている。児童相談所とは年2回のケア会議を開催し、施設長は町内の社会福祉法人連絡会に参加している。担当職員は学校行事に参加し、情報共有を強化している。ケース会議や個別支援会議を通じ、関係機関と連携し、共通課題の解決に向けた取り組みを進めている。施設長の働きかけにより、町社協を中心とした社会福祉法人連絡会が発足し、地域課題やまちづくりについてのアンケートを実施し、その集計結果をまとめている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【コメント】

地域のニーズや課題を把握し、連携・協働して公益事業に取り組むことを目指す町内の社会福祉法人連絡会に施設長が参加し、地域の福祉ニーズを収集している。施設長は、ショートステイやトワイライトステイの必要性について行政と相談している。連絡会では地域課題や安心して生活するためのまちづくりに関するアンケートを実施し、その結果を集計している。また、商工会青年部と連携して、地域の学習支援や夜間保育などのニーズを把握している。施設では、地域イベントの場として体育館やグラウンドを提供し、地域の子育て家庭への支援として、児童相談所や福祉事務所の紹介も行っている。

リーフレット等に子どもに関する相談に応じることの追記が望まれる。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

地域の保育園や幼稚園、消防署に体育館やグラウンド、駐車場を開放し、空手サークルや子ども剣道の練習場所として毎週提供している。また、地域小規模の子どもたちと職員は、毎月自治会の清掃活動に参加し、大綱引きや与那原っ子まつり、浴衣まつりなどにも参加している。創立70年記念シンポジウムを地域住民と共に開催し、主任が地域の保育士養成校で実習向けの講演した事例がある。こころサポート事業では里親やファミリーホーム向けに里親サロンを定期開催し、発達障害への理解や養育・支援ノウハウを提供している。体育館とグラウンドは災害時の一時避難場所となっている。

把握した地域の具体的な福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者  
評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【コメント】

施設は「人格を尊重し権利を擁護する」理念を明示し、倫理綱領を掲示している。児童の権利擁護に注力している。児童相談所との連携により、入所時に権利ノートを配布し、読み合わせを行っている。職員は研修を受けて権利擁護の理解を深め、沖縄県版権利擁護ガイドラインを用いている。また、毎週のアドボケイト事業や地域活動を通じて、子どもたちの成長と人間関係の構築を支援している。

子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢を明記した個々の支援の標準的な実施方法（マニュアル）の作成、及び子どもの権利ノートの毎年の活用、人権擁護のためのチェックリスト実施後は集計・分析して活用することが望まれる。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 c

【コメント】

施設は職員による権利擁護研修を実施し、プライバシーに配慮した養育・支援に努めている。小学生以上は2人部屋を基本とし、相部屋は、タンスやベッドの配置で個別のプライバシーを確保する工夫が施され、中高生は1人部屋の対応もあり、地域小規模には個室のホームもある。子どもには入所時に権利ノートを通じてプライバシーについて説明している。また、CAP子どもワークを実施し、必要に応じて人との距離感やプライバシー保護について保護者にも説明している。

プライバシーに配慮した養育・支援の手順書（プライバシー保護マニュアル）の作成が望まれる。地域小規模についても子どものプライバシーへの配慮を検討することに期待したい。

着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 b

【コメント】

施設は子どもや保護者向けに、施設情報や日課を分かりやすく説明したリーフレットを提供している。リーフレットはQ&A形式で作成され、漢字にルビを付け、写真やイラストを使用している。入所予定者には児童相談所での説明とともに、施設内で養護課長がリーフレットを用いて説明し、必要に応じて居室見学にも対応している。また、リーフレットは適宜見直されている。

施設における守秘義務、虐待防止、苦情対応等の重要事項を記載した資料及び入所のしおり等の作成が望まれる。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 b

【コメント】

入所時には、児童相談所による説明と保護者の同意を得て、書面で記録を残している。子どもが不安を感じないよう、食事を共にしながら他の子どもたちを紹介し、その後権利ノートの読み合せを行っている。自立支援計画は、学校や関係機関と連携し、子どもや保護者へのヒアリングを通じて作成し、説明と同意を得ている。意思決定が困難な子どもや保護者等の場合は、児童相談所と情報を共有し、施設見学や関係機関との連携を通じて支援を行っている。また、特性のある子どもには職員が独自の資料を用いて説明を行うことがある。

入所にあたっての手順書（意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についての手順を含む）の作成が望まれる。自己決定が可能な子どもについては入所時及び自立支援計画の同意を得ることが望まれる。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 b

【コメント】

養育・支援において、家庭復帰支援は家庭支援専門相談員が担当し、自立支援員は高校3年生を対象に「にじのしずく」と協働で支援を行っている。家庭復帰が可能な場合、本人の同意のもとで家庭訪問や面談、外出・外泊を実施し、ケース会議で児童相談所と協議している。措置変更や家庭への移行は児童相談所が決定し、学校や地域協議会と連携して支援している。家庭復帰時には必要な書類を引き継ぎ、退園後も家庭支援専門相談員と自立支援員が相談窓口を担当し、卒園後も相談できることを説明している。

退園にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めること、及び退園後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。

	第三者 評価結果
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>毎年実施する嗜好調査に基づき、子どもたちの食に対する思いを把握し、メニュー改善を行っている。職員は個別のコミュニケーションや児童集会を通じて意見を聴取し、必要に応じて課題解決に向けた対応を行っている。また、門限緩和や携帯所持に関する要望に対して、ホーム会議と養護会議で検討し、昨年から高校1年の早い時期に携帯を所持できるように条件緩和するため規程の改定を行っている。</p> <p>食に対する満足度調査に加え、子どもの生活状況に関する満足度調査を実施し、子ども参画のもとで検討会議を行い、養育・支援の質向上に繋げることが望まれる。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>苦情解決のための規程を整備し、施設長が責任者、養護課長が受付担当、2名の第三者委員を専任している。施設内には沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示している。入所前には児童相談所で相談窓口が記載された「権利ノート」を活用して説明され、入所時には第三者委員の連絡先を記載したリーフレットで子どもや保護者に説明している。意見箱には記入用紙と筆記用具を設置し、対応方法を記載した文書も掲示し、第三者委員会は今年度から3か月ごとに開催し、苦情や要望に対応し、結果は手紙や掲示で子どもに返答している。また、苦情等は法人のホームページで公開され、個人情報には配慮されている。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもが相談できる窓口として、入所前に「権利ノート」で説明し、入所時に子ども用と保護者用のリーフレットを配布している。リーフレットには第三者委員の氏名と電話番号が記載され、低学年の子どもにも配慮して漢字にルビを振っている。沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターが施設内に掲示され、周知が行われている。今年度からアドポケット事業が毎週実施され、子どもたちは意見箱に面談希望用紙を投函し、外部の相談者と面談する機会を持っている。また、不定期に児童集会を開き、子どもの意見を反映させてイベントの運営方法を決定している。個別面談は会議室や医務室でプライバシーに配慮し実施され、進路決定には施設長との相談も行われている。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>苦情解決の規程を整備し、第三者委員会を定期的に開催して、子どもからの相談や意見に迅速に対応している。職員は日常的に子どもからの相談・意見を聞き取り、ホーム会議や養護会議で共有・検討を行っている。各ホームに設置された意見箱には記入用紙と筆記用具を準備し、子どもの意見を積極的に収集している。予算を伴う要望には時間がかかることを職員が説明しており、携帯電話の許可の年齢引き下げや門限緩和、弁当代の増額などの要望を受けて、携帯電話の所有年齢は改正され、高校1年生の6月から所持可能となり、弁当代は増額されている。</p> <p>苦情対応マニュアルについて定期的な見直しが望まれる。第三者評価の子どもアンケート結果への対応に期待したい。</p>	
<p>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	b

【コメント】

児童の健康管理・安全管理・防火管理の責任者は施設長で、屋外遊具や園内設備の営繕管理は養護課長が担当している。事故・事件対応マニュアルと園児の危機対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。主に学校での部活動中の怪我が報告され、経過は個別記録としてシステムで共有されている。刃物等の危険物は職員室の鍵付き倉庫で管理され、事故については施設長が全体会議で注意喚起が図られている。自傷行為の対応については、令和5年に外部講師による研修が実施され、令和6年度にも心理士による所内研修が行われている。園庭や遊具、施設内の安全は月次の避難訓練時に点検され、日常的に修繕が行われている。

事故予防のため、事例を基に職員参画で要因分析と改善策を検討し、事故報告書には合議内容が確認できる様式の作成や、怪我の経過を確認できる記録を添付する工夫が望まれる。また、事故未然防止の観点からヒヤリハットの取り組みが期待される。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 b

【コメント】

感染症対策において、児童の健康管理は養護課長の役割として職務分掌に明記され、感染症対応マニュアルとコロナウイルス対応マニュアルが整備され、職員に周知されている。マニュアルには職員の衛生管理や感染症予防措置が明記され、児童にはタオルの個別化や手洗い・うがいの励行、室内の換気等を行っている。インフルエンザ予防接種が全児童に実施され、職員には接種促進のための助成が行われている。感染症発生時には自立訓練室を活用している。

感染症対策として担当者等を設置し、定期的に感染症予防や安全確保に関する勉強会等を実施することが望まれる。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 b

【コメント】

非常災害対策計画が整備され、施設長を統括責任者とした災害時対応体制が確立されている。当該施設は海拔123メートルに位置し、地域の避難場所として体育館とグラウンドを開放している。令和7年4月1日施行に向けた事業継続計画（案）が作成され、緊急時連絡網が掲示されている。職員や保護者との連絡体制が整備され、安否確認ができる仕組みが整っている。また、備蓄リストには食糧や医薬品、情報機器、照明、冷暖房資材等が管理者によって整備されている。

災害時の子どもの安否確認について、昨年4月の津波警報時の子どもたちの避難状況等を分析し、子ども一人ひとりの安全を確保するための連絡体制の整備や、地域小規模の避難訓練の実施が望まれる。

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。 第三者  
評価結果

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 b

【コメント】

児童養護施設愛隣園では、標準的な実施方法として、規程や多数のマニュアル（自立支援計画作成マニュアル、事故対応マニュアル等）が整備されており、子どもの尊重や権利擁護の姿勢が明記されている。事業計画に基づき、17項目の支援目標に沿った養育・支援が行われ、実績報告では一人ひとりの子どもの成長や課題を反映し、振り返りがされている。新任研修では、各種マニュアルや権利擁護ガイドブックや養護施設ハンドブック等を用いた研修とOJTが行われ、個別記録とホーム会議を通じて、月2回の振り返りと年2回のモニタリングの実施で自立支援計画の評価・見直しを行っている。

標準的な実施方法にプライバシー保護に関する姿勢を明示すること、及び基本的な生活習慣の確立に向けて、具体的な指導方法のマニュアルの整備が望まれる。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 b

【コメント】

養育・支援の標準的な実施方法は、月2回のホーム会議と年2回のモニタリング会議を通して検証・見直しが行われている。事業計画の支援目標及び内容は年度末に検証され、必要に応じて見直しされている。児童の携帯電話使用に関する意見を受け、ホーム会議や養護会議で議論を行い、「児童の携帯電話使用に関する規程」と「アルバイトに関する規程」を見直している。

養育・支援の標準的な実施方法について、検証・見直しに関する時期やその方法を定め、検証・見直しに当たり自立支援計画の内容が必要に応じ反映されることが望まれる。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 b

【コメント】

自立支援計画策定の責任者は施設長として、職務分掌に明示されている。児童自立支援計画作成マニュアルに基づき、子ども一人ひとりの計画策定手順が定められている。入所時には児童相談所が子どもの状況を把握し、その内容に基づいて養育・支援を開始している。入所後は、面接や説明を通じて自立支援計画を保護者と共有し、その後は専門職や関係機関と連携し解決すべき課題等について協議している。定期的なモニタリングや施設ケア会議を基に半年ごとに自立支援計画が見直され、進路などについて子どもの意向と同意を踏まえて作成している。支援困難ケースについては、ケース会議や事例検討会を開催し学校や児童相談所等とも連携して対応をしている。

年2回のモニタリング時に、子ども一人ひとりの解決すべき課題を把握するためのアセスメントシート等を作成することが望まれる。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 b

【コメント】

児童自立支援計画作成マニュアルが整備され、養育・支援の確認フローチャートが作成されている。年2回のモニタリング後、アセスメントを実施し、ケース会議を開催して自立支援計画を半年ごとに作成。計画はネットワークシステムで情報共有され、職員に周知されている。措置変更時には緊急にケース会議を開催して対応している。

自立支援計画の評価・見直しにおいては、標準的な実施方法に反映すべき事項や養育・支援を十分に実施できていない内容等、養育・支援の質の向上に関わる課題を明確にし、養育・支援の質の向上に結びつく取組が望まれる。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

【コメント】

子どもの身体状況や生活状況の記録は、ネットワークシステムで統一された様式に基づき、関係職員が記録する仕組みが整備されている。自立支援計画の短期目標に沿った養育・支援が記録で確認でき、記録内容の一貫性が保たれている。自立支援計画や個別記録は養護課長、施設長が決済し、ネットワークシステムで管理され、職員間で情報共有されている。定期的にホーム会議や養護会議、施設ケア会議が開催され、部門間での情報共有に取り組んでいる。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 b

【コメント】

社会福祉法人基督教児童福祉会愛隣園として、個人情報管理規程が整備され、理事長が管理責任者となり、保管、廃棄、情報提供について規定されている。職員は採用時と退職時に守秘義務の誓約書を提出し、違反者には罰則が規定されている。入職時に個人情報管理規程の研修を受け、外部からの問い合わせ対応についても周知されている。苦情・照会の受付窓口は庶務担当者が担い、迅速な対応を行うことが明記されている。子どもには権利ノートで個人情報保護について説明され、保護者にも入所時に説明が行われている。

入所後に継続的に子どもや保護者に個人情報の取り扱いについて説明し、個人情報利用について同意書を得ることや、個人情報管理規程第16条の（教育）に基づき、定期的に職員を対象とした研修を行うことが望まれる。

#### 内容評価基準（24項目）

#### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの権利擁護については、沖縄県版権利擁護ガイドラインを使用して、職員に理解を促進している。ガイドラインに基づき、児童虐待防止や意思表示の仕組み作り、再発防止に取り組まれており、意見箱や第三者委員を通じて児童の苦情対応を行っている。毎週のアドボケート活動や職員研修、権利擁護チェックリストを活用し、権利侵害の防止と虐待早期発見に取り組んでいる。また、就業規則で入所児童及び保護者の職業・民族性・貧富等に対して差別的待遇をしてはならないことが定められ、差別的待遇の禁止や思想・信教の自由について配慮し保障されている。</p> <p>子どもの権利擁護について、養育・支援内容や施設での決まり事等の入所時の説明や権利ノートの毎年の説明、及びプライバシー保護の規程・マニュアルの整備、権利擁護チェックリストの集計・分析が望まれる。（児童養護施設運営指針）</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設では、入所時に権利ノートや事業案内リーフレットを活用し、権利の理解を深めている。入所後も権利ノートの読み合わせや「こども六法」を用いて周知している。また、児童間性暴力シンポジウムや子ども虐待防止講習会、CAP研修を実施し、アドボカシー職員説明会も開催されている。職員は、日々の養育・支援の中で、子どもに自他を大切にすることを伝え、思いやりを持って行動する姿勢を育んでいる。</p> <p>全ホームで毎年権利ノートの説明を行い、子どもの意向に配慮した発言の場を確保するため、定期的なこども会議の開催の検、及び改善課題については、子ども参画のもとで検討会議の開催が望まれる。</p>	
(3) 生い立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>生い立ちの振り返りは、子どもの発達状況や家庭環境に応じて慎重に対応し、卒園前には児童相談所と連携して伝えている。伝達方法には職員会議等で確認し、個別配慮がされ、職員が1対1で伝える場合や、施設長も参加して複数の職員で対応する場合がある。プライバシーに配慮し、職員部屋や会議室、園長室を活用している。また、卒園後の肉親探し等は「にじのしずく」と連携して支援している。アルバム作りやライフストーリーブック作成にも取り組んでおり、子どもの意見を反映している。</p>	

<b>(4) 被措置児童等虐待の防止等</b>		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】		
<p>職員による体罰や不適切な対応は、ガイドラインや「運営規程」第20条に明記されており、虐待が発覚した場合、就業規則に基づいて処分される仕組みが整備されている。不適切な発言や体罰を発見した際には、その場で適切な対応を伝え、ガイドラインに基づいて対応している。子どもが自分を守るための知識や方法は、CAPセンター主催のワークショップを通じて提供されており、職員は研修後に報告書を提出し、ホーム会議で共有している。職員はガイドラインに基づき、チェックシートで子どもとの関わりを確認し、届け出や通告があった場合のフローチャートを整備し、不利益を受けることのない仕組みが徹底されている。虐待通告制度のポスターを掲示して、子どもが自ら訴えやすい環境を整備している。</p> <p>罰則規定の詳細について、明記を期待する。</p>		
<b>(5) 支援の継続性とアフターケア</b>		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】		
<p>子どもの生活のつながりを重視し、入所や退所時の気持ちに配慮して支援している。入所初日は職員と園児全員が温かく迎え、必要な日用品を整え受け入れ準備を行っている。転校時には前学校からの手紙を届け、家庭復帰に向けては福祉専門職や関係機関と連携して支援会議を実施している。</p>		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリビングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
<p>退所後の支援は、社会生活に必要な基本的習慣と知識の習得に向けて行われており、アフターケア担当者や職員が継続的に相談を受けている。自立支援として、アパート契約や行政手続きの同行支援、進学や就職支援が行われ、運転免許取得助成金も活用されている。自立訓練部屋で家事や家計管理の訓練を実施し、退所後も定期的な連絡を通じて支援を続けている。民間団体「にじのしずく」との連携で自立支援プログラムや就職相談会が提供され、退所者との継続的な支援が行われている。</p> <p>退所者に電話連絡等を行い、就業や生活状況等を把握した記録を作成し、必要に応じた支援の整備や、退所者が集まれる機会や園の職員や子どもとの交流する機会を設けることが望まれる。</p>		
<b>A-2 養育・支援の質の確保</b>		
<b>(1) 養育・支援の基本</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
<p>職員は児童相談所からの情報をもとに子どもの生育歴や感情を理解し、適切に対応している。自立支援計画に基づき、子どもの様子や職員のかかわりを記録し、全職員が子どもの変化に気づける体制になっている。トラブルが発生した場合、職員間で支援内容を見直し、子どもに寄り添った支援が行われている。職員への信頼に関する自己評価は22.7%、施設職員から大切にされているとの子どもアンケートの回答は62.9%で、考えを話しやすい大人がいると答えた割合は57.0%であった。</p> <p>基本的欲求の充足について、自らの感情を表出できない子どもの思いを受け止められるような取り組みが望まれる。</p>		

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
---	--	---

【コメント】

職員は子どもの変化に気づくため、送迎時や放課後に個別の関わりを行い、地域小規模では「〇〇カフェ」を設置し、子どもが話しやすい環境を整えている。子どもの要望に耳を傾け、誕生日を大切に、夕食時に子どもの要望のケーキを用意し、誕生日外出では職員と二人での外食と買い物の時間が確保され、1対1の個別的な関わりをしている。生活のルールや時間の管理についても、子どもと職員と一緒に話し合い、調整をしている。また、低学年児童には絵本の読み聞かせや添い寝、高学年児童には要望に応じた添い寝を行い、信頼関係を構築している。職員は、病院同行支援を病院デートといい、子どもの要望による他市での習い事の送迎にも、個別のかかわりの時間としてとらえ、重要視している。

生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で柔軟なものとなるようにしているが、子どもが各ホームで異なる決まりに不満を持たないように子どもが安心してすごせる対応が望まれる。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
---	---	---

【コメント】

本体ホームでは、子どもや職員の困りごとを話し合い、生活や行事の進め方を解決している。地域小規模では、子どもからの要望に応じて個別に対応し、トラブルは子ども同士で解決できるよう支援している。個別ルールに基づき、子どもの要望に応じてゲーム機の個人管理をすることについて、職員会議で話し合い「生活ルールを守るや部活を続ける」などの約束ごとを条件に管理を許可している。問題行動がある子どもにはカウンセリングを継続し、努力を称賛することで子どもとの信頼関係を築き、問題行動を抑えた成功例がある。

快適な生活に向けての取組や自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるような環境づくりについてさらなる職員の関わりが望まれる。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

施設内には運動場や多数の遊具が整備され、子どもたちは体を十分に動かして遊ぶことができる。また、絵本や図鑑、ゲーム機、パソコンなどを用意し、子どもの発達段階や興味に応じた学習や遊びの環境が整えられている。子どもの要望に応じて、個別予算内で運動に必要な体力作りに向けおやつを豆乳やプロテインに変更して地域のスポーツ活動や学習塾への支援を行い、子どもの選択肢を広げている。休日のショッピングや緊急案件への対応も、子どもと共に計画し、丁寧に説明して実施している。放課後児童デイを活用し、施設外での学びや支援も受けられるよう配慮している。

子どもが自ら環境になじむことで発達課題をクリアできるような環境づくりへの配慮が望まれる。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
---	---	---

【コメント】

入園時に児童用リーフレットを活用して、日課表や生活習慣に関するルールを周知し、個人で身に付けるべき習慣について説明している。各ホームでは、挨拶や食事の準備、掃除、衣替え、自己管理など家庭生活の基本的な習慣を子どもに教えており、部屋の配置や室内装飾は子ども同士で話し合い決めている。携帯電話やアルバイト、ゲーム機の個人所有に関するルールも周知し、インターネットやSNSの使用については、子どもと共にルールを決め、専門業者による定期的な講座で知識を深めている。

子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を明文化し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくことが望まれる。

## (2) 食生活

① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

b

### 【コメント】

食事提供は、小学生や中学生等の年齢や生活スタイルに配慮し、部活動やアルバイトの帰宅時間に合わせて行っている。温かい食事は適切に温め、冷たいものは冷たく提供し、季節や行事に合わせたメニューを取り入れることで、コミュニケーションの促進にもつながっている。栄養士による嗜好調査やリクエストへの対応、食材の調整を行い、病気やアレルギー対応も適切に実施している。さらに、調理員は高校生の自立支援のため、弁当作りをサポートしている。

食事の時間は、栄養摂取や団らんの場として、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として重要であり、和やかな雰囲気が求められる。子どもアンケートの結果、食事時間は楽しみですかの質問に対して「どちらともいえない」が4割となっている。子どもと職員が共にメニューを作り、買い物、調理、盛りつけ、片付けなどを行い、食習慣の確立を目指すことが望まれる。

## (3) 衣生活

① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

b

### 【コメント】

幼児・小学生は職員が毎日衣類の洗濯や乾燥を行い、清潔を保ち、季節ごとの衣替えも実施している。中・高生は自分で洗濯を行い、好みに合わせた柔軟剤を使用する子もいる。面会や外出時にTPOに合わせた服装ができるよう、必要に応じて職員と共に衣服の買い物に出かけている。各自の収納スペースも確保され、衣類の補修やアイロンがけなども児童支援員が指導している。自己表現を尊重し、衣服選びでは職員がアドバイスをを行い、子ども自身が選んで購入している。

衣服を購入できる店舗が限られており、好みの服がどの店舗でも購入できるよう、購入方法の検討が望まれる。

## (4) 住生活

① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

b

### 【コメント】

園は全面改築から24年目で、施設は清潔に保たれており、幼児や低年齢児には畳部屋、中高生には個別の部屋が提供されている。中庭には植物が育成され、園内には安全に遊べる場所として体育館やグラウンド、公園が整備されている。地域小規模では、子どもが金魚を飼育し、個人所有の歯磨き用具やタオルを使用するなど衛生面にも配慮されている。共有スペースの清掃や整理整頓が行き届いており、職員による年末の大掃除も実施されている。

居室のプライバシー保護については、地域小規模については、カーテン等の仕切りの検討や、共有スペースの壁が壊され穴が開いたまま放置されている箇所があるため、破損個所の速やかな修繕が望まれる。

## (5) 健康と安全

① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

### 【コメント】

子ども一人ひとりの心身の健康管理は、学校定期健診と主治医による健康診断を年2回実施し、嘱託医がインフルエンザ予防接種や体調不良時の相談を担当している。慢性疾患や精神科の通院支援は嘱託医と連携し、急変時は職員間で協力して対応している。服薬管理は職員が行い、病院受診情報は共有され、治療や服薬の必要性について医療機関と連携して説明している。精神科医のスーパーバイズも毎月実施され、職員は発達障害やアレルギーに関する研修を受けている。

#### (6) 性に関する教育

- ① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 b

##### 【コメント】

職員は日々の生活で「自分にされて嫌なことは他人にしない」「気持ちや思いを言葉で伝える」ことを教えており、性教育に関しては、CAPワークショップや性教育・いのちの教室を通じて学ぶ機会を提供している。低年齢児には絵本やイラストを使い、プライベートゾーンや境界線について学んでいる。心理士はアンケートを実施し、子どもたちの疑問に応じたプログラムを組み、避妊や性的合意についての勉強会を実施し、中学生男子会では、性教育を養護課長が行い、具体的な性に関する話を行っている。

集団生活において、児童間性暴力の加害・被害関係が起こることのないよう、他者の性を尊重する心を育み、正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムの整備が望まれる。

#### (7) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 b

##### 【コメント】

暴力や不適応行動を示す子どもに対して、「愛隣園プロトコル」に基づき、適切な声かけやリスクアセスメント、加害児童への対応を実施している。心理士は、一対一での話し合いを通じて自傷行為を止めたい子どもを支援し、職員の暴力被害については心のケアを行い、バーンアウト防止に努めている。繰り返し問題行動が発生する場合は、児童相談所や専門機関、警察と連携し、改善策を模索している。

子どもの行動上の問題が起きた場合や不適切な行動を問題として暴力を受けた職員がいた場合、その都度、問題の要因を十分に分析して、人格を否定しない事や職員の離職防止のための環境要因に配慮し、さらなる再発防止のため施設全体で立て直す策の検討が望まれる。

- ② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 b

##### 【コメント】

子ども間の暴力、いじめ、差別を防止するため、死角のない見守りを実施し、入所時に年齢や発達障害に配慮した生活グループを編成している。課題のある子どもや新入所児には、関係機関と連携し、心理士を中心に自立支援計画を策定。暴力やいじめが発生した場合、施設長と専門職が連携し支援を行い、解決が困難な場合は外部機関の協力を得て対応している。性的問題行動については、「愛隣園プロトコル」を基に適切な対応を実施している。

施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で、更なる取り組みが望まれる。

#### (8) 心理的ケア

- ① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 b

##### 【コメント】

心理的ケアが必要とする小中学生は、週1回1時間、高校生は月2回の心理士による心理療法や生活場面面接を自立支援計画に基づき支援を行っている。職員は心理士による勉強会や外部研修を受け、連携して支援を行っている。支援は心理士、個別対応職員、こころサポート事業職員が分担し、必要に応じて児童相談所や嘱託医のスーパービジョンを受けている。面接室は整備され、保護者には定期的に子どもの状況を説明し、必要に応じて助言・援助を行っている。

心理的ケアが必要な子どもに対して更なる支援が望まれる。

**(9) 学習・進学支援、進路支援等**

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。 a

**【コメント】**

学習環境は、個別の学習机や図書室、医務室、食堂などで提供され、子どもが落ち着いて勉強できるスペースを整備している。学習習慣を身につけるため、小学生以下は職員と一緒に宿題に取り組み、無料塾や地域の学習塾を利用する子どももいる。基礎学力の向上には、日常生活での褒めることを通じて自己肯定感を高め、忘れ物には職員が積極的に対応している。特別な支援が必要な子どもには、適切な学習環境を提供し、放課後等デイサービスや特別支援学校への通学をすすめる等、子どもに合った学習環境を活用し学習支援をしている。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 a

**【コメント】**

進路選択において、子どもの希望を尊重し、適性検査や情報収集を通じて、時間をかけて何度も話し合っている。進路決定に際しては、親や学校、児童相談所と連携し、自立支援計画に基づいて支援を行っている。高校進学や大学・専門学校進学への支援として、学習塾の活用や園の後援会や給付型奨学金、貸付事業などの情報提供し支援している。就職希望者には「職親」開拓や就労体験を支援している。進路決定後は、アフターケア相談室や自立支援員と連携しフォローアップを実施している。通信制高校や再就職希望者への支援も行い、必要に応じて措置延長を行っている。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 b

**【コメント】**

職場実習や職場体験は学校で実施されるが、適応に問題がある場合は、施設が地域の美容室や自動車整備工場を紹介したことがある。また、地域の商工会と連携し、大綱引きの準備やヒーロー役をアルバイトでお願いしている。アルバイトが難しい子どもには、近隣のパン屋で就労体験を提供している。アルバイトの取扱規程を整備し、進学や就職準備、運転免許取得を支援しつつ、社会体験学習として活用している。バイト料の管理として、銀行等に預けて自己管理となっているが、子どもからの依頼があれば職員管理もしている。バイト料から小遣いとして、月額上限1万円としている。スマホの支払いにバイト代で賄うことをルールにすることで、バイトを奨励している。各種資格取得等については、学校での推奨で小型農機具等免許取得や、中学校でも英検や漢検を推奨し何度も挑戦する子どももいる。各種資格取得も学校で推奨され、子どもが挑戦している。

子どもに対して、社会に出てからの働くことの意義やルール、自分の行為に対する責任について等話し合いの中で説明し周知することが望まれる。

**(10) 施設と家族との信頼関係づくり**

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 a

**【コメント】**

施設は保護者に対し、園リーフレットを使用し園の概要を分かりやすく説明し、信頼関係の構築に努めている。家庭支援専門相談員は、親に寄り添い根気強く支援し、電話相談や子どもが在校時に来所してもらい、面談を行っている。ホーム担当職員等で情報を共有し家族関係調整に取り組んでいる。児童相談所等と連携し、面会や外出、一時帰宅などを取り入れた自立支援計画書を作成し、職員間で情報共有し子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいる。楽しみにしていた親との面会が当日キャンセルになった場合には、子どもの気持ちの切り替えをサポートしている。外出や一時帰宅後の子どもの様子を観察し、振り返りを行い子どもの思いや意見を聞き取っている。また、家族との関わりを大切に、学校行事や園主催行事の情報を提供し、参加協力を得ている。

**(11) 親子関係の再構築支援**

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

**【コメント】**

親子関係の再構築に向けて、家庭支援専門相談員を中心に職員間で調整を行い、児童相談所と協議の上で家庭復帰に取り組んでいる。家庭復帰の検討にあたり、家庭支援専門相談員は家庭訪問を実施し、子どもの一時帰宅を通じて家族との関係修復を支援している。外泊時には家族への具体的な要望（叱らず褒める、会話を増やす、送迎時間の遵守など）を伝え、児童相談所からはペアレントトレーニングの紹介も行われている。児童相談所と地域の家庭児童相談員と密に連携し、親の養護下で生活できるようサポートしている。